

障第1307号
令和3年9月16日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市が所管する事業所を除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

多機能型事業所における報酬算定上の定員区分に係る取扱いの変更について

日頃より、県の障がい福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについては、「多機能型事業所における報酬算定上の定員区分について」(令和3年7月30日付け障第1133号)にて従前からの考え方を改めて周知したところですが、厚生労働省へ再度確認の結果、解釈について一部訂正がありました。ついては、下記のとおり取扱いを変更いたします。

多機能型事業所を運営する各事業者におかれましては、報酬算定上の定員区分について改めてご確認いただき、本取扱いの変更により報酬の算定に変更がある場合は、大変お手数をおかけしますが、体制届の提出等、必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、障害福祉サービス費及び障害児通所給付費の追加請求が発生する場合は、各市町村へ過誤申請いただきますようお願いいたします。

記

- 本通知により取扱いの変更を行うのは、障害者総合支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスをそれぞれ1以上行う場合の 囲いの部分であり、その他の取扱いは「多機能型事業所における報酬算定上の定員区分について」(令和3年7月30日付け障第1133号)のとおり変更ありません。

◆障害者総合支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスをそれぞれ1以上行う場合

①利用定員の合計数が20人以上の多機能型事業所

⇒ 利用定員が20人未満の場合の特例である「常勤の従業者の員数の特例（指定障害福祉サービス基準第215条第1項）」によらないため、障害福祉サービス、障害児通所支援それぞれの定員規模により報酬を算定（※1）。

<例>

○正しい算定

	生活介護	児童発達支援
定員	20人	10人
報酬区分	20人以下の場合	10人以下の場合

○誤った算定

	生活介護	児童発達支援
定員	20人	10人
報酬区分	21人以上40人以下の場合	21人以上の場合

（※1）【定員規模別単価の取扱いについて】

多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。）の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第1031001号））

②利用定員の合計数が20人未満で、常勤の従業者の員数等に関する特例による多機能型事業所（※）

→複数のサービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定。

<例>

○正しい算定

	生活介護	児童発達支援
定員	10人	5人
常勤の従業者の配置	兼務	
報酬区分	20人以下の場合	11人以上20人以下の場合

○誤った算定

	生活介護	児童発達支援
定員	10人	5人
常勤の従業者の配置	兼務	
報酬区分	20人以下の場合	5人以下の場合

③利用定員の合計数が20人未満で、常勤の従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所（※）

→障害福祉サービス、障害児通所支援それぞれの定員規模により報酬を算定。

<例>

○正しい算定

	生活介護	児童発達支援
定員	10人	5人
常勤の従業者の配置	専従	専従
報酬区分	20人以下の場合	5人以下の場合

○誤った算定

	生活介護	児童発達支援
定員	10人	5人
常勤の従業者の配置	専従	専従
報酬区分	20人以下の場合	11人以上20人以下の場合

※ 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合を想定。

【参考】指定障害福祉サービス基準第215条第1項の解釈通知

利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1人以上とすること。

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係	
係長	若原
担当	森、太田垣、引原（障害者総合支援法（通所系）） 岩垣（児童福祉法関係（通所系））
電話番号	058-272-8302（代表）
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp